

医療系サービス活用のための出前小規模勉強会 実施要項

1. 目的

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター職員が医療系サービスの活用方法を事業所ごとの小規模な単位で学び、利用者の疾病再発予防、重症化予防のためのケアマネジメント支援を図る。

2. 方法

出前小規模勉強会を希望する居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ、薬剤師、訪問看護師や理学療法士等の講師が訪問し、勉強会を実施する。事業所単位または複数の事業所が集合してもよいが、参加者数は小規模(おおよそ 10 名以下)での実施とする。

3. 対象

北見市内の居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等。

4. 実施主体

北見市医療・介護連携支援センター、北見市

5. 協力団体

- 1) 北海道薬剤師会北見支部
- 2) 北海道訪問看護ステーション連絡協議会道東地区
- 3) 北海道理学療法士会道東支部

6. 内容(例)

- 1) 訪問薬剤指導等を活用した調剤薬局の活用方法とケアプランの組み込み方(講師：薬剤師)
- 2) 訪問看護ステーションを活用した再発予防、重症化予防のための方法(講師：訪問看護師)
- 3) リハビリテーションを活用した ADL 拡大、機能維持、重症化予防のための方法(講師：理学療法士)

7. 費用と時間

- 1) 講師謝金は 1 回 5,000 円(税込み)とし、センターが負担する。但し、会場の使用料や機材使用は申込者の負担とする。
- 2) 勉強会時間は質疑応答を含めおおよそ 60 分程度とする。

8. 申込み方法

別添の「小規模勉強会申込書」にて北見市医療・介護連携支援センターへ申し込み。但し講師との日時調整のため、開催希望の 30 日前までに申し込みのこと。

9. 事業実施期間

本事業における令和 2 年度の実施期間は令和 2 年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 15 日までとする。

10. その他

- 1) 令和 2 年度の勉強会開催回数は最大 9 回程度とする。
- 2) 講師の都合により、夜間の開催となる場合がある。
- 3) 勉強会の講師選定や内容については北見市医療・介護連携支援センターが仲介・調整し、申し込み者へ講師名を連絡する。
- 4) 勉強会終了後、申し込み者は勉強会の実施効果についての報告書をセンターへ提出する。

以上